

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 の 趣 旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
1	熊 本 県 知 事	熊本県水俣市在住 53歳の女性	平. 9.11.12 めまい、ふらつき、 頭痛、手足の痺れ 等	平.10. 9.18 (平.10.11. 1) (平.11. 3. 3)	平.11. 4. 1	水俣病 認 定	棄 却 請求人には、感覚 障害、小脳性運動 失調、求心性視野 狭窄、中枢性眼球 運動障害、中枢性 聴力障害、平衡機 能障害のいずれも 認められず、知能 障害及び運動障害 も認められない	審査請求人は、熊本県水俣 市で出生、昭和41年に福岡 県大牟田市に転居、同52年 に水俣市に転居し現在に至 る
2	同 上	熊本県水俣市在住 67歳の女性	平. 9.11.25 手先が痺れ、物を よく落とす、カラ ス曲がり、膝を曲 げて座れない等	平.10. 9.18 (平.10.11. 1) (平.11. 3. 4)	平.11. 4. 1	水俣病 認 定	棄 却 請求人には、中枢 性聴力障害を示唆 する所見はある が、四肢末梢優位 あるいは全身性の 感覚障害、小脳性 運動失調、求心性 視野狭窄、中枢性 眼球運動障害、平 衡機能障害のいず れも認められない	審査請求人は、熊本県牛深 市で出生、昭和14年同県水 俣市に転居、以降福岡市、 水俣市等への転居の後、同 40年北九州市に居住、平成 12年頃水俣市に転居し現在 に至る

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	原処分（処分庁が 障害補償費の支給 打切りを行った） 年月日	異議申立年月日及 び申立理由 (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審査請求の 趣旨	裁決及び理由	備 考
3	大 阪 府 堺 市 長	大阪府堺市在住 27歳の女性	平.14. 9.20 (3級 等級外)	平.14.11.19 職場や自宅の環境 整備等の努力をして いるが、ここ数 年は悪化傾向、通 学・仕事の都合上 発作が起きても受 診が不可能なため、 頓服薬などで対応、 可能な限り多く薬 を貰い、受診回数 を少なくしていた (平.15. 2.28)	平.15. 3.23	障害補償費 の支給打切 りを取り消 す	棄 却 請求人のぜん息 (様)発作の状態は 等級基準に定める 3級の症状に該当 せず、管理区分に ついては3級の要 件を満たさず、障 害の程度は等級外 と認められる	審査請求人は、大阪府堺市 で出生、以降三重県一志郡 に転地療養の後、平成12年 堺市に転居し現在に至る 認定疾病は気管支ぜん息 認定年月：昭和61年9月 (3級) 平成元年に2級、同3年か ら同14年まで3級